

## 総務委員会会議記録

- 1 期 日 令和5年6月2日(木)  
午前11時37分 開会  
午前11時49分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 清水 寛  
副委員長 芦田 竹彦  
委員 荒木慎太郎、木谷 敏勝、  
村岡 峰男、森垣 康平、  
義本みどり
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 (別紙のとおり)
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主 幹 山本 慎二
- 8 会議に付した事件 (別紙のとおり)

総務委員長 清水 寛

# 総務委員会次第

2023年6月2日（金） : ～  
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託案件の審査について〈2頁〉

ア 委員会審査

第70号議案 豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

(2) 意見・要望のまとめについて

ア 委員会意見・要望のまとめ

4 その他

5 閉会

2023年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2023年6月2日(金)

【総務委員】

委員長	清水 寛
副委員長	芦田 竹彦
委員	荒木慎太郎 木谷 敏勝 村岡 峰男 森垣 康平 義本みどり

7名

【説明員】 ※出席者に着色しています

<b>議会事務局</b>	
議会事務局長	山口 繁樹
議会事務局次長	坂本 英津子
<b>行政管理部</b>	
行政管理部長	塚本 繁樹
行政管理部次長 兼資産活用課長	久保川 伸幸
秘書広報課長	小野 弘順
財政課長	長谷川 幹人
<b>デジタルトランスフォーメーション推進部</b>	
デジタルトランスフォーメーション推進部長	谷口 雄彦
経営企画課長	真狩 直哉
DX・行財政改革推進課長	若森 洋崇
<b>危機管理部</b>	
危機管理部長	山本 尚敏
危機管理課長	畑中 聖史
危機管理課参事	木下 喜晴
<b>総務部</b>	
総務部長(会計管理者)	堂垣 真弓
総務部次長(キャリアデザイン・ハラスメント担当) 兼人事課参事	岸本 京子
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	宮代 将樹
総務課参事	藤本 一充
人事課長	岡 亮吾
人事課参事	向原 芳江

<b>くらし創造部</b>	
くらし創造部長	谷岡 慎一
くらし創造部次長 兼ジェンダーギャップ対策室長	土田 一篤
地域づくり課長	井上 靖彦
地域づくり課参事	木内 純子
<b>市民部</b>	
税務課長	中奥 一実
税務課参事	瀬崎 晃久
<b>城崎振興局</b>	
地域振興課長	藤原 孝行
<b>竹野振興局</b>	
地域振興課長	山根 哲也
<b>日高振興局</b>	
地域振興課長	池内 章彦
<b>出石振興局</b>	
地域振興課長	三宅 一徹
<b>但東振興局</b>	
地域振興課長	道下 一
<b>会計課</b>	
会計課長	西村 嘉通
<b>消防本部</b>	
消防長	井崎 博之
消防本部次長 兼総務課長	土田 有紀
予防課長	井上 光彦
警防課長	田中 陽一
<b>選挙管理委員会・監査委員事務局</b>	
選管監査事務局長	中川 光典

説明員計 3名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹	山本 慎二
---------	-------

計 11名

## 午前11時37分開会

○委員長（清水 寛） ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員長挨拶は省略します。

委員の皆さんは、SideBooks上のフォルダー、ホーム、総務委員会、総務05.06.02が本日の総務委員会のフォルダーです。そこに本日の委員会の資料を配信しておりますのでご確認ください。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔、明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、委員会での発言は、委員長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のってから行っていただきますようによろしくお願ひします。

これより3、協議事項、（1）付託案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

第70号議案、豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） ご説明をさせていただきます。

議案書153ページ、第70号議案、豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

156ページをご覧ください。条例案要綱によりまして説明を申し上げます。改正内容は、附則第3項及び第4項関係の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止することとしており、附則として、令和5年6月3日から施行するものです。

現在、豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項及び第4項におきまして、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、国に倣い、令和2年5月1日から、感染症防疫作業に従

事する職員の特殊勤務手当の特例を定めています。令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症の2類から5類感染症に変更されましたが、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例の廃止に関する条例改正に当たりましては、人事院規則の改正状況を確認して対処する方針としていました。

令和5年5月9日に県を通じて通知があり、令和5年5月8日に人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則の特例が廃止されました。このため、市におきましても、速やかに条例改正し、6月3日施行とするため、今議会におきまして条例改正を提案させていただきます。議会開会日に議決をお願いするものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 何点か確認かたがた質問をしたいと思うんですが。まず、これまでの特殊勤務手当というのは、ワクチン接種で集団接種に従事をした職員に対する特殊勤務手当というふうに理解してたと思うんですが、それでいいのかということと、その特殊勤務手当の、いわゆる財源は全て国庫ですか。この2つの点、聞かせてください。

○委員長（清水 寛） 岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） まず、特殊勤務手当の対象範囲につきましては、消防職員、それから4つの診療所、森本、神鍋、高橋、資母、この4つの診療所で従事する職員が対象となっております。

それから、この特殊勤務手当の財源につきましては、国庫補助等が入っていないという形になりますので、一般財源、単費という形でございます。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） ということは、予防接種、集団接種の費用というのは、これとは全く関係のない

ということか。となると、消防署の関係っていうのは、このコロナ感染者を救急で搬送したとか、あるいは診療所の場合は、診断というか診察いうかをした職員の手当ということではないんですか。

○委員長（清水 寛） 岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） あくまで救急、通報がありまして緊急搬送を行った場合ですとか、あとは、4つの診療所のほうに患者さんが受診に来られた場合の対応ということで支払っているものがございます。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 2類から5類になったんだけど、コロナの患者の状態や実態は何にも変わってませんね。何も変わってないけども、5類になったというだけのことだと思うんですが。5類になった以降、一月弱ですけども、発生患者の状態というのは分かりますか。

○委員長（清水 寛） 岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 患者の状況というのは、ちょっと5月の状況というのがまだ集約の報告が上がっておりませんもんで、ちょっと把握のほうができておりません。

○委員長（清水 寛） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） いや、何か豊岡病院は、結構患者さんが、あふれとるということはないけども、3月、4月と変わらんような状態の患者さんがあるように聞くもんですから、患者の実態は何も変わらんけども、法律が変わっただけのことということに理解はしたらいいですね。

○委員長（清水 寛） 岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） そうですね、そもそも、国の人事院規則の改正に倣いまして、一部改正を行って、特殊勤務手当で、新型コロナウイルスの特殊勤務手当を付与したということがございますので、今回、人事院規則が改正されて、廃止ということがありますので、その辺りを合わせて、国に準じた形でこちらのほうも廃止をしたいということでございます。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第70号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本日の審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かございましたらご発言をお願いします。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、当局の皆さんはご退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

〔当局退席〕

○委員長（清水 寛） それでは、3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについて、ア、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきしたいと思います。暫時休憩します。

午前11時46分休憩

午前11時48分再開

○委員長（清水 寛） 会議を再開します。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 2類から5類にはなったとはいえ、コロナの実態は、感染状況は変わらないわけで、引き続いて、感染予防にはしっかりと対応していただきたいということかな。

○委員長（清水 寛） そうしましたら、委員長報告についてですけども、先ほど村岡委員が言われま

した、2類から5類になってもコロナの実態というのは変わらないということで、引き続き感染予防も徹底してほしいというような意見をつけるということで、細かいところについては正副にお任せいただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） そうしましたら、異議なしと認め、そのように決定しました。

これより、4、その他に入ります。

その他、委員の皆さんのほうから何かございましたらお願いいたします。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時49分閉会

---